

05 動産物権変動と即時取得

答案構成ノート

1. A による請求の根拠：所有権に基づく返還請求権（物権的請求権）
 - A 所有：B 所有物を B から購入
 - C 占有：5 月 11 日、受領して持ち帰り
2. C による所有権取得の主張（売買契約の効果）
 - (1) B による二重譲渡：B 所有・3 月 10 日 BA 売買、4 月 10 日 BC 売買
 - (2) 対抗要件具備 [A/C]
 - A：3 月 10 日占有改定
 - C：4 月 10 日占有改定→BC 売買時点で既に A が対抗力→BC 売買は他人物売買
3. C による所有権取得の主張（即時取得）
 - (1) 即時取得の要件：①取引行為②平穩公然③動産④占有開始⑤善意⑥無過失
 - (2) 諸要件の確認 [取引行為・平穩公然・動産]
 - (3) 占有開始
 - ※占有改定と即時取得
 - ・否定説（判例）
 - (4) 善意無過失
 - 4 月 10 日（占有改定時）：善意無過失
 - 5 月 11 日（現実の引渡し時）：悪意（※占有改定時の善意無過失で認めてよいか）

答 案 例

1. 本問で A は、動産である絵画甲の所有権に基づく返還請求権を行使していると考えられる。A は、甲をその所有者である B から購入して甲の所有権を取得しており、甲を占有する C に対して、所有権に基づく物権的返還請求権を行使して返還請求をすることができるようにも思われる。これに対して、C は自らが甲の所有権を取得し、A には所有権がないとして、この請求を拒むことが考えられるため、以下、C が所有権を取得しているかを検討する。
2. まず、C は所有者 B から甲を購入しているが、これにより所有権を取得しているか。B は、3 月 10 日に A に売却した甲を 4 月 10 日に C にも売却しており、二重譲渡が行われている。このような場合には、両譲受人は、共に所有者 B から所有権を取得しうる（民法 176 条）ものの、甲の所有権を相争う AC 間においては、対抗要件としての引渡しが行われていない限り、自己の所有権の取得を互いに対して主張することができない（民法 178 条）ことになる。

A は 3 月 10 日に現実の占有をする B との間で占有改定の合意をすることで引渡しを受け、対抗要件を備えている。そのため、BC 間で甲の売買契約をした時点で、A は自らの所有権の取得を C に対抗することができたのであって、C は無権利者 B からの取得者ということになり、所有権を取得することができない。
3. 上記の通り、C は、A に譲渡したために甲については無権利者となった B から、甲を譲り受けて占有を開始した者であり、即時取得（民法 192 条）により所有権を取得することが考えられる。
 - (1) 即時取得の要件は、①取引行為によって、②平穩に、かつ公然と、③動産の④占有を始めた者が、⑤善意であり、かつ、⑥無過失であることである。以下、それぞれの要件を充足するか、検討する。
 - (2) 本問で問題となる絵画甲は動産であり（③）、仮に B が当時既に所有者ではなかったとしても、C が占有を開始した原因は、BC 間の売買契約という取引行為に起因する（①）。占有を開始したことに該当しうる事実として 4 月 10 日に売買契約と同時に以後 B が C のために占有することを合意したこと（占有改定）と、5 月 11 日に C が展覧会会場にて B から甲を受領したこと（現実の引渡し）が挙げられるが、いずれについても、平穩に、かつ公然と占有を開始したことについては、民法 186 条 1 項によって推定されるところであり、このことを覆す事情も問題文中には見られない（②）。
 - (3) では、④占有を開始したことは、占有改定によって認められるか、それとも、

現実の引渡しが行われたときに初めて認められるか。

民法 192 条は占有開始の方法に制限を付しておらず、占有改定による占有の開始によっても即時取得が成立するとも考えられそうである。しかし、占有改定による占有の開始の場合、占有取得者は直接の占有を開始しておらず、要保護性の点で劣ること、また、本問のような二重譲渡に係る場面では、占有改定が行われただけでは真の権利者による代理占有が解かれているとはいえず、いまだ真の権利者の占有が及んでいること、後れて取引に入った者が先に対抗要件まで備えていた真の権利者の権利を排除するだけの理由が見出されないことから、占有改定があっただけでは、即時取得を認めるべきではないと考えられる。

もっとも、その後、5 月 11 日正午に B から現実の引渡しを受けており、この時点をもって「占有を開始した」といえる。

- (4) 即時取得における善意 (⑤) 無過失 (⑥) とは、占有開始時において、占有取得者 (C) が、前主 (B) に権利がないことについて知っていたか又は知りえたかを問うものである。ここでは、AB 間の売買契約及び占有改定合意が認識の対象として問題となる。

善意であること (⑤) については民法 186 条 1 項にて推定されるものの、5 月 11 日 9 時には C は AB 間の取引に気づいており、この時点以降は悪意であるといえる。また、無過失であること (⑥) については、民法 188 条により B が所有権を持つことが推定される結果、これを信頼する C に過失がないことも推定され、このことを覆す事情も問題文中には見られない。したがって、5 月 11 日 9 時以前に占有を開始した場合には、善意 (⑤) 無過失 (⑥) であり、即時取得の要件を満たすが、これ以降である場合には、悪意であり、即時取得の要件を満たさない。

本問においては、C は 4 月 10 日に占有改定を受けているものの、前述の通り、この時点では占有を開始したとはいえない。5 月 11 日正午に B から現実の引渡しを受けた時点で占有を開始したことになり、この時点で C は悪意である。C が即時取得により甲の所有権を取得することはなく、したがって、A も甲の所有権を失うことはないため、C は A の請求を拒むことはできない。